

11. 日ソ共同宣言以降の日露平和条約締結交渉

概 要

1973年「日ソ共同声明」(田中・ブレジネフ): 未解決の問題を解決して平和条約

1991年「日ソ共同声明」(海部・ゴルバチョフ): 歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の帰属を考慮

1993年「東京宣言」(細川・エリツィン): 歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の帰属について交渉

1998年「モスクワ宣言」(小渕・エリツィン): 創造的パートナーシップ

2000年「日露共同声明」(森・プーチン): 共同経済活動に関する日露協力プログラム

2001年「イルクーツク声明」(森・プーチン): 相互に受け入れ可能な解決

2003年「日露共同声明」「行動計画」(小泉・プーチン): 歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の帰属の問題を解決して平和条約

2013年「日露共同声明」(安倍・プーチン): 戦略的パートナーシップ、平和条約がないのは異常な状態

* 本講義資料における上記「共同声明」および「宣言」などの文書の引用は、すべて、外務省『我らの北方領土 資料編』2015年版 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035454.pdf>) からのものである。

1. 「日ソ共同声明」(1973年10月10日)(抜粋)

1. 双方は、第2次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は1974年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。

【解説】1973年10月7日から10日までの日程で田中総理・大平外相が訪ソし、ブレジネフ・ソ連共産党書記長、コスイギン・ソ連大臣会議議長、グロムイコ・ソ連外相らと会談した。上記の「未解決の問題」に領土問題が含まれるかどうかは未確認のままであったが、ともかくもソ連が日ソ間に「未解決の問題」があることを認め、平和条約締結交渉の継続を約束したことは、当時としては大きな成果であった。しかし、田中総理の失脚等のため、その後、平和条約締結交渉はほとんど進展することはなかった。

2. 「日ソ共同声明」(1991年4月18日発表)(抜粋)

4. 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業、特に最高レベルでの交渉により、一連の概念的な考え方、すなわち、平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は、日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大、日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定、この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配置されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とする旨の提案を行った。日本側は、これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は、会談において、平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに、この目的のため、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した1956年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意志を表明した。

【解説】海部総理とゴルバチョフ・ソ連大統領との首脳会談後に発表されたこの「日ソ共同声明」で、初めて「歯

舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属」という文言が言及され、「領土画定の問題を含む・・・平和条約の作成と締結に関する諸問題」が話し合われたことが確認されたことは、大きな意義があった。また、北方4島への、いわゆる「ビザ無し渡航」、相互訪問が開始される契機となったことも、重要である。

3. 「日露関係に関する東京宣言」(1993年10月13日発表) (抜粋)

2. 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして千九百九十二年九月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

【解説】1991年の「日ソ共同声明」では、「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ」領土画定の問題を含む日ソ間の平和条約の作成と締結に関する諸問題が話し合われたとの文言であったが、細川護熙総理とエリツィン大統領との会談後に発表された「東京宣言」では、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った」と、初めて4島の帰属の問題が話し合われたことが確認された。

4. 「日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」(1998年11月13日発表) (抜粋)

2. 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、本年4月の川奈における首脳会談において日本側から提示された択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に係る問題の解決に関する提案に対してロシア側の回答が伝えられたことにかんがみ、東京宣言並びにクラスノヤルスク及び川奈における首脳会談に際して達成された合意に基づいて平和条約の締結に関する交渉を加速するよう両政府に対して指示する。

両首脳は、平和条約を2000年までに締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認する。このため、両首脳は、既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、また、国境画定に関する委員会と並行して活動し、上記の諸島においていかなる共同経済活動を双方の法的立場を害することなく実施し得るかについて明らかにすることを目的とする、上記の諸島における共同経済活動に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、人道的見地から、旧島民及びその家族たる日本国民による、上記の諸島への最大限に簡易化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意し、このような訪問手続の法的・実面的側面を検討するよう指示する。

3. 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日露両国の隣接する地域の住民の間の相互理解の促進及び多面的、互恵的な協力の発展を図り、もって平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島をめぐる協力の重要性を認識する。

【解説】小渕恵三総理とエリツィン大統領との会談後に発表された「モスクワ宣言」は、タイトルにもあるとおり

「創造的パートナーシップの構築」をうたっている。また、「既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置する」こと、とりわけ「共同経済活動に関する委員会を設置する」ことが確認されたことは重要である。北方4島における共同経済活動については日露間で温度差があると思われるが、日本政府は、すでに1998年の「モスクワ宣言」で、共同経済活動に関する委員会を設置することに合意していることは想起されなければならないであろう。

5. 「平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明」(2000年9月5日発表)(抜粋)

2. 双方は、1997年のクラスノヤルスクにおける日露首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことが合意されて以降、次のような肯定的実績を上げたことを確認した。

- 外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置された。
- 国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されている。
- 共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業している。「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島(以下「諸島」という)における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名された。
- 海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が署名され、成功裡に実施されている。
- 諸島への最大限に簡易化された手続によるいわゆる自由訪問について達成された合意が実施されている。
- 1991年の合意に従って実施されている諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問の参加者の範囲が1998年から拡大されている。
- 1994年の地震に関連して実施が開始された人道支援の分野に、緊急の支援を要する場合が含まれている。

4. 双方は、1993年の日露関係に関する東京宣言及び1998年の日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップの構築に関するモスクワ宣言を含む今日までに達成された全ての諸合意に依拠しつつ「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより」平和条約を策定するための交渉を継続することに合意した。

【解説】森喜朗総理とプーチン大統領との会談後に発表された本声明において、①外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置されたこと、②国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されていること、③共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業していること、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島(以下「諸島」という)における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名されたこと、が確認されている。また、この「声明」以降、再三、「東京宣言」、「モスクワ宣言」等が言及され、「『択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより』平和条約を策定する」との文言が繰り返されることになる。

6. 「平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明」(2001年3月25日発表)(抜粋)

2000年9月5日に署名された平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明において合意された諸点を踏まえて、平和条約問題についての突っ込んだ意見交換が行われた。

双方は、90年代において、交渉プロセスが質的に活発化し、相互の立場に関する認識が深化したことを表明する。交渉に対し、重要で肯定的な弾みを与えたのは、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすというクラスノヤルスク合意である。双方は、クラスノヤルスク合意の実現に関する作業が重要な成果をもたらしたこと及びその創造的な力を今後とも維持しなくてはならないことを指摘した。

双方は、この関連で、平和条約の締結が、日露関係の前進的発展の一層の活発化を促し、その関係の質的に新

しい段階を開くであろうとの確信に基づき、

- 平和条約締結に関する更なる交渉を、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1973年の日ソ共同声明、1991年の日ソ共同声明、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び本声明を含む、今日までに採択された諸文書に基づいて行うことに合意した。
- 1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言が、両国間の外交関係の回復後の平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。
- その上で、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。
- 相互に受け入れ可能な解決に達することを目的として、交渉を活性化させ、平和条約締結に向けた前進の具体的な方向性があり得べき最も早い時点で決定することで合意した。
- 平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を巡る協力を継続することを確認した。
- 2001年1月16日にモスクワで河野外務大臣とイワノフ外務大臣により署名された「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集の新版及び平和条約締結の重要性に関する世論啓発事業に関する覚書」の実施の重要性を確認した。

【解説】森総理とプーチン大統領との会談後に発表された、この「イルクーツク声明」では、1956年の「日ソ共同宣言」が平和条約締結交渉の出発点となることが確認され、そのほか、1973年の「日ソ共同声明」、1991年の「日ソ共同声明」、1993年の「東京宣言」、1998年の「モスクワ宣言」、2000年の「共同声明」が言及されている。また、初めて「相互に受け入れ可能な解決」との文言が登場していることも重要である。

7. 「日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明」と「日露行動計画」（2003年1月10日発表）（抜粋）

「共同声明」

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日露パートナーシップのための新たな地平線を開くことを志向し、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含むこれまでに達成された諸合意に基づき、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認し、

附属する日露行動計画を採択するとともに、本行動計画を着実に実現していくために共同作業を行うとの両国の意思を表明した。

「日露行動計画」

1. 政治対話の深化：「重層的かつ全面的な対話の推進」

平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気を両国関係において確保する必要があるとの共通の結論が導かれた。

2. 平和条約交渉：「困難な過去の遺産の克服と広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓」

両国は、質的に新たな両国関係を志向しつつ、相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索するプロセスを精力的に継続する。その際、両国は、以下を行う。

両国は、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、諸島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速する。両国は、交渉を行うにあたり、両国関係において相互理解、信頼及び様々な分野における広範かつ互恵的な協力の雰囲気を維持することが極めて重要であることを確認する。

両国は、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明に立脚し、然るべき啓発資料の共同作成及び配布を含め、平和条約締結及びあらゆる分野における両国関係の着実な発展の重要性を両国の世論に説明するための努力を継続する。

両国は、四島交流事業を今後も発展させていくべく努力する。その際、青年及び児童の交流並びに互いの言語の習得といった活動に特別の注意を払う。また、両国は、いわゆる自由訪問の実施方法を、最大限に簡易化された方式で行うとの合意を念頭に置きつつ、改善するべく努力する。

両国は、共同経済活動に関する委員会の活動を通じて、諸島の地域における共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する。

【解説】 小泉純一郎総理とプーチン大統領との会談後に発表されたこの「共同声明」は、これまで同様、1956年の「日ソ共同宣言」、1993年の「東京宣言」、1998年の「モスクワ宣言」、2000年の「共同声明」、2001年の「イルクーツク声明」などが言及され、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結」することを確認している。「行動計画」の内容は非常に多岐にわたるが、平和条約締結交渉に関しては、とくに、「平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気を両国関係において確保する必要がある」ことが指摘されたことが目新しい。そのほか、「相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索するプロセスを精力的に継続する」こと、「共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する」ことなどが確認されていることも重要であろう。

8. 「日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明」（2013年4月29日発表）（抜粋）

3. 両首脳は、近年強まった両国間の肯定的な雰囲気に基づく友好関係の強化は、日本国及びロシア連邦の国益にかなっており、双方が目指す戦略的パートナーシップ構築のための良い前提条件を作り出しているとの認識で一致した。

7. 両首脳は、第二次世界大戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であることで一致した。両首脳は、両国間の関係の更なる発展及び21世紀における広範な日露パートナーシップの構築を目的として、交渉において存在する双方の立場の隔たりを克服して、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画においても解決すべきことが確認されたその問題を、双方に受け入れ可能な形で、最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。

8. 両首脳は、平和条約締結交渉を、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画を含むこれまでに採択された全ての諸文書及び諸合意に基づいて進めることで合意した。

9. 両首脳は、日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、平和条約問題の双方に受け入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えるこ

とで合意した。

10. 両首脳は、現代の世界においては多くの要素が日露両国を結びつけているとの確信を表明し、友好的で建設的な雰囲気の下、相互信頼の強化、全ての方向性における着実な協力の拡大、互いの国民感情への配慮を背景として平和条約交渉を進めることが重要であるとの認識を共有した。

11. 両首脳は、世界におけるアジア太平洋地域の役割の増大と、国際的安全保障分野における大きな変化の中で、両国間の安全保障・防衛分野における協力を拡大することの重要性を確認し、閣僚級の外務・防衛当局間協議（「2+2」）を立ち上げることで合意した。

【解説】安倍晋三総理は、2013年4月28日から30日までモスクワを訪問し、プーチン大統領との会談後、この「共同声明」を発表した。この「共同声明」でまず注目すべきは、「第二次世界大戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であること」が確認されたことである。そして、「平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させる」こと、「互いの国民感情への配慮を背景として平和条約交渉を進めること」が確認されていることも重要である。平和条約締結交渉の問題とは別に、この「共同声明」が「戦略的パートナーシップ構築」に言及したことは、極めて重要である。それはつまり、日露間で、これまでの「創造的パートナーシップ」よりも高いレベルの「戦略的パートナーシップ」関係の構築を目指すことを意味しているからである。そして、そのことは、日露間で初めて日露外務・防衛閣僚協議、いわゆる「2+2」の立ち上げが合意され、実際、2013年11月2日に日露外務・防衛閣僚協議が実施されたことで立証された。

9. 日露平和条約交渉の現在

2013年4月29日の「日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明」の発表から、G7首脳でただ一人、安倍総理がソチ・オリンピック開会式に出席し、首脳会談がおこなわれた2014年2月8日までの時期は、日露関係が最も良好だった時期だったと言える。しかし、その直後に起きたウクライナ政変と、ロシアによるクリミアの併合、それに対する日本および米国・EU諸国による対露経済制裁の実施は、新しい段階に入ったかに見えた日露関係を再び後戻りさせてしまった。

そうした状況を打開し、再び日露関係を好転させる契機となったのは、11年ぶりにプーチンが訪日して行われた2016年12月15～16日の日露首脳会談であった。とはいえ、この首脳会談では、「共同声明」や「共同宣言」などの外交上の重要文書は作成されなかった。しかし、首脳会談の目標が、クライナ政変後に後退してしまった日露関係を元に戻すことであったとすれば、その目標は達成されたと言える。とくに「2+2」再開が決まり、実際、2017年3月20日に東京で「2+2」が開催されたことは、日露関係の修復を裏付けることとなった。

しかし、平和条約締結交渉は、その後、一步も前進していない。2016年12月16日の日露首脳会談後の共同記者会見で明らかにされた「北方四島（南クリル）における共同経済活動」の実施が、事実上、平和条約締結交渉の前提とされたため、「北方四島（南クリル）における共同経済活動」の進展がない限り、平和条約締結交渉も進展しないことになってしまったことが大きい。

そもそも、「北方四島（南クリル）における共同経済活動」は、1990年代にプリマコフ元外相・元首相が提案し、1998年11月13日に発表された「日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」において、北方四島（南クリル）における「共同経済活動に関する委員会を設置するよう指示する」と書き込まれて以降、18年ものあいだ、まったく具体的な進展がなかったものである。日露間の係争地である北方四島（南クリル）における共同経済活動は、ロシア領であるモスクワやサンクト・ペテルブルク、あるいはウラジオストクなどに日露の合弁企業を設立し、企業活動を始めるのとはまったく異なり、係争地である北方四島で行われる共同経済活動に際して適用される法律はどちらの国の法律なのかといった、主権にかかわる困難な問題があり、それはそう簡単に解決できるものではない。「北方四島（南クリル）における共同経済活動」の進展を今後とも注視する必要があるが、平和条約締結のためのまったく新しいアプローチを模索する必要があるかも知れない。